委託業務特記仕様書（令和８年８月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第１条　本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

２　ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について
徳島県 HP
https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/

（成績評定の選択制（試行））

第２条　当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

２　前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意　向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

３　履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、　変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領
徳島県 HP
https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/

（受発注者共同による品質確保）

第３条　重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第４条　　本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２　前項第１号は必ず実施するものとし、第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３　ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

４　受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５　ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Ｗｅｂ会議【発注者指定型】）

第５条　　本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

２　Ｗｅｂ会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

（Ｗｅｂ検査【発注者指定型】）

第６条　　本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

２　Ｗｅｂ検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第７条　　本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

２　受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP
https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/

（オンライン電子納品）

第８条　受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

２　なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領
徳島県 HP
https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第９条　受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

２　対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領
徳島県 CALS/EC
https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/

（ＣＩＭ活用業務【受注者希望型】）

第１０条　本業務は、ＣＩＭ（Construction Information Modeling,Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「ＣＩＭ活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「ＣＩＭ活用業務試行要領」を適用する。

２　受注者は、ＣＩＭ活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

ＣＩＭ活用業務試行要領
徳島県 HP
https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/

（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）

第１１条　本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

２　管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要

領」に基づく設計変更の対象とする。
委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領
徳島県 HP
https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/

（本業務の特記仕様事項）

第１２条　本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

海岸保全施設の長寿命化計画策定業務　特記仕様書

1. 業務目的

本業務は、「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和８年３月一部変更 農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課）」（以下、マニュアル）に基づき、海岸保全施設（土木構造物、水門・陸閘等の設備）の定期点検及び長寿命化計画の策定（更新）を行うものである。

本業務においても、この趣旨を踏まえ、気候変動の影響による外力の長期変化等を勘案した長寿命化計画の策定を行うものとする。

2. 対象施設

本業務の対象施設は、当海岸保全区域に位置するすべての堤防・護岸等、離岸堤等、水門・陸閘等とする。

海岸保全延長：1810m

護岸 4 施設、離岸堤 12 施設、樋門 1 施設、陸閘 2 施設、水路工 1 施設、

導流提 2 施設、突堤 2 施設

計 24 施設

3. 業務内容

3.1 長寿命化計画策定

(1) 計画準備

本業務の実施に当たり、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び実施に必要な事項を企画・立案した業務計画書を作成する。

(2) 資料収集整理

前回の長寿命化計画及び計画策定後に実施した修繕工事、水門・陸閘等の設備に関する定期点検結果等の関連資料について情報を収集し、整理する。なお、各資料は、原則として発注者から提供する。

(3) 点検シート整理

定期点検結果を「マニュアル」に基づく点検結果記入シートに整理し、判定結果を記入する。また、全体図記入シート、全体写真シート、変状位置図、変状写真シートを作成する。

(4) 健全度評価

健全度評価は、「マニュアル」を参考に、各スパンの点検結果をもとに、一定区間毎にＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄランクにより評価する。

健全度評価は、変状現象及び変状ランクの判定結果を踏まえ、対象施設の設置目的と変状が施設の防護機能低下に及ぼす影響等を考慮し、総合的に行う。

天端の沈下の健全度評価は、気候変動を踏まえた津波または高潮の計画外力（目標年次：2050 年）に対して必要な天端高※1 を判定基準として、計測した現況天端高との比較により行うものとする。

なお、現況天端高と判定基準（整備水準）及び台帳高さ※2 の三者を比較し、下表の区分に基づき健全度の判定を行うものとする。

表-3.1 現況天端高・台帳高さ・整備水準の比較による健全度判定区分

区分	高さの大小関係	健全度の判断
①	現況 ＜ 台帳 ＜ 整備水準	整備水準に対し天端高不足（対策優先度：高）
②	現況 ＜ 整備水準 ＜ 台帳	整備水準に対し天端高不足（対策優先度：高）
③	台帳 ＜ 現況 ＜ 整備水準	整備水準に対し天端高不足（対策優先度：高））
④	整備水準 ＜ 現況 ＜ 台帳	整備水準は充足、台帳高さに対し不足（対策優先度：中）
⑤	整備水準 ＜ 台帳 ＜ 現況	整備水準・台帳ともに充足（対策優先度：低）
⑥	台帳 ＜ 整備水準 ＜ 現況	整備水準・台帳ともに充足（対策優先度：低）

また、水門・陸閘等は、土木構造物と設備の評価を総合的に判断したうえで、施設としての総合的健全度評価を実施する。

評価の取りまとめは、「マニュアル」の全体図記入シートを用いることを原則とする。

※1 徳島県河川整備課提供の「海岸整理表」に基づく値とする。ただし、詳細検討が実施されている海岸については、当該結果を用いるものとする。

※2 台帳高さは、現況天端高が整備水準を上回る場合（区分④～⑥）に限り参照するものとし、適用にあたっては事前に発注者と協議するものとする。

(5) 点検に関する計画の更新

健全度評価結果を踏まえ、巡視（パトロール）や定期点検等における点検項目、対象、実施時期及び重点点検箇所等について検討し、点検計画を更新する。

(6) 修繕等に関する計画の更新

健全度評価結果に加え、背後地の重要度等を勘案し、劣化予測結果を踏まえた修繕等の方法や実施時期等を計画する。

対策工法の選定においては、対象施設の変状の種類や程度を踏まえ行うものとし、複数の対策工法がある場合には、防護・利用・環境等の便益を考慮したうえで、ライフサイクルコストの観点から最適な工法を採用する。ライフサイクルコストの算出にあたっては、国土交通省国土技術政策総合研究所（沿岸海洋・防災研究部）が作成した「海岸保全施設のライフサイクルコスト計算ツール」を用いる。

また、健全度評価の結果、天端高不足により要事後保全と判定された施設については、気候変動を踏まえた津波または高潮の計画外力（目標年次 2050 年）と現況天端高及び台帳高さを比較のうえ、表-3.1 に示す優先度区分に従い嵩上げを検討する。

あわせて、必要に応じて新技術・新工法の適用性についても検討する。

(7) 長寿命化計画の更新

海岸保全基本計画や健全度評価の結果を踏まえ、海岸及び海岸保全施設の概要、長寿命化計画の概要、海岸保全施設の点検結果及び将来の防護機能の評価、点検等に関する計画、修繕に関する計画について更新する。

検討の際には、ライフサイクルコストを縮減するとともに、各年の点検・修繕等に要する費用を平準化することを目標とする。また、水門・陸閘等の統廃合や海岸保全施設の点検・修繕等に係る新技術等の活用による短期的な数値目標及びコスト縮減効果が見込まれる場合は記載する。

(8) 照査

現地状況・基礎情報の収集等の確認、点検結果が適切に計画に反映されているかの照査、概算工事費の適切性・整合性の照査等を行う。

(9) 報告書作成

前述までの作業の方法、過程、結論について記した報告書を作成する。

提出する成果は次のとおりである。

① 紙媒体１部

② 電子データ３部（正１枚・副２枚） ※庁舎分、河川整備課分

(10) 打合せ

本業務の協議打合せは、業務着手時，中間２回，業務完了時の合計４回を基本とし、必要に応じて随時実施する。

3.2 定期点検

「マニュアル」を参考に、対象施設のスパンごとに目視、計測による点検を行い、変状現象の程度（変状ランク）を評価するとともに、現地で施設状況を確認した結果から、「スパン」「一定区間」「重点点検箇所」の設定を行い、整理する。

一次点検を実施した結果から、一定区間のうち最も劣化しているスパン（変状ランクがａ、ｂランク程度）を抽出し、二次点検を実施する。

(1) 現地踏査

本業務を実施するにあたり、過去の調査結果や補修工事履歴等を基に、海岸保全施設の状況やスパン割を現地で把握し、点検実施のための準備を行う。

(2) 一次点検

「マニュアル（表-4.2～表-4.8）」に基づき、防護施設に影響を及ぼす施設の変状（天端の沈下、ひび割れ、ブロックの移動・散乱等）の有無を把握する。

点検手法は、陸上からの目視による方法を基本とするが、現地状況に応じて UAV の使用等、目視に準ずる方法も認める。

なお、天端高の沈下の確認については、隣接するスパンと比較して沈下している

スパンを確認する。また、直近の測量結果において天端高が確認できる場合は、その結果を用いる。

(3) 二次点検

一次点検の結果、変状が著しいスパンについて、「マニュアル（表-4.9～表-4.16）」を参考に、二次点検（簡易計測、鉄筋コンクリートの劣化調査等）を実施する。

二次点検の方法は、必ず実施する点検項目（簡易計測）を基本とし、必要に応じ表-3.2 に示す詳細な計測を実施する。また、これまでの点検結果等を踏まえ、コスト縮減効果が見込める新技術については積極的に活用する。

なお、一次点検の結果、二次点検手法が特記仕様書から変更となる場合は、監督員と協議の上、了承を得ることとする。

その他、二次点検で必ず実施する点検項目のうち、一次点検と合わせて実施することが効果的である場合は、一次点検時に行ってもよい。

表-3.2　二次点検項目例（詳細な計測）

項　目	規　格	単位	適用施設例				
			堤防	離岸堤	人工リーフ	突堤	水門陸閘等
二次点検							
UAV グリーンレーザ測量	陸上部及び水中部の状況把握	km^2	○	○	○	○	
UAV 写真測量	陸上部の状況把握	km^2	○	○	○	○	
地上レーザ測量	〃	km^2	○			○	
UAV レーザ測量	〃	km^2	○	○	○	○	
マルチビーム測深	沖合施設の水中部の状況把握	km^2		○	○	○	
GNSS 水準測量	天端高計測	km	○				
4 級水準測量	天端高計測	km	○				
潜水調査	水中部の劣化・損傷	m^2	○	○	○	○	○
水中ドローン点検	各施設水中部の劣化・損傷	km	○	○	○	○	○
水中カメラ調査	〃	km	○	○	○	○	○
肉厚測定	矢板構造物等の腐食状況	箇所	○		○（標識灯）		
電位測定	矢板構造物等の電気防食	箇所	○		○（標識灯）		
陽極消耗量調査	〃	箇所	○		○（標識灯）		
空洞化探査	地中レーダ探査	m	○				○
空洞化調査	スコープ調査(削孔による目視)	箇所	○				○
鉄筋探査（電磁波誘導法）	1.0m×1.0m	箇所	○				○
コンクリートコア採取	復旧含む、φ50～100mm	箇所	○				○
一軸圧縮強度試験	JIS A 1107　コア供試体法	本	○				○
簡易強度試験	反撥硬度試験	箇所	○				○
中性化試験	JIS A 1152　ﾌｪﾉｰﾙﾌﾀﾚｲﾝ法	本	○				○
中性化試験	ドリル法	箇所	○				○
全塩化物イオン量試験	JIS A 1154　電位差滴定法	ｽﾗｲｽ	○				○
全塩化物イオン量試験	JIS A 1154　ﾄﾞﾘﾙ法	箇所	○				○

※実施項目は、現行計画、各海岸特性、施設の重要度、劣化状況等に応じて適宜選定または新たに追加する。
※各測量に用いる基準点は既知点を使用するものとし、追加が必要な場合は別途計上する。
※水門・陸閘等は別途定期点検結果を用いることを基本とし、本業務では土木部のみを点検対象とする。